

外国為替お取引時の追加確認ご協力をお願い

記

浜松いわた信用金庫では、マネー・ロンダリング防止やテロ資金供与防止のため、米国 O F A C 規制をはじめとした各国当局による各種経済制裁措置等への対応として、お客さまとの外国送金取引（仕向・被仕向）に際して、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」や「外国為替及び外国貿易法」の法令等に基づくお客様の確認（取引時確認）に加えて、次の事項について口頭での説明のほか、内容を証明する書類等による確認をさせていただいております。

なお、お客さまからお伺いした内容やご提出いただいた書類については、記録、もしくは写しをいただきます。

当金庫からの依頼にご対応いただけない場合や、確認させていただいた内容によっては、お手続きをお断りさせていただく場合があります。また、当金庫では現金での外国送金はお断りさせていただいておりますのであらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

口頭でご説明をいただく場合や内容を証明する書類等の提示をお願いする事項

お取引の背景・商流、送金目的、職業、年商、送金先、送金元の内容ご関係、生年月日、国籍、送金原資など

1. 特に確認をお願いすることがあるお取引とは

- ・複数人で同時にご来店され、別々の店頭窓口担当者に多額の海外送金をご依頼される取引
- ・北朝鮮近隣地域に拠点を置く業者との間で行う取引
- ・職業・事業内容、お取引の背景、送金目的、取引頻度等について合理性がわかりにくい取引
- ・短期間のうちに頻繁に行われる外国送金で、送金総額が多額にわたる取引
- ・送金の目的、収入等に照らして送金金額が多額な取引
- ・過去の取引や通常想定される取引と比して、不自然・不合理な取引
- ・送金先と輸出入品の国・地域が異なる取引 など

2. お取り扱いしていない国、地域、事業者等の例

- ・北朝鮮、イラン、キューバ、シリア、クリミア、スーダン共和国、コンゴ民主共和国、バルカン地域
- ・国際テロリスト、その他の経済制裁措置対象者、米国政府より個別指定された個人や組織との取引
- ・資金移動業者、両替業者等

3. その他ご留意いただきたい事項

帰国、事業所移転等でご利用されなくなった口座は、ご解約の手続きをお願いします。

預金口座・キャッシュカード等の売買は犯罪です。犯罪収益移転防止法に1年以下の懲役又は、100万円以下の罰金といった罰則があります。

以上

【本件に関するお問い合わせ】
法人営業部国際業務課
TEL : 053-454-6139 (平日 9:00~17:00)